

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 7月23日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所長 八吹 圭三

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年 3月 8日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの分析項目毎の単価に予定検体数を乗じた総額を記載する。また、当該金額に1円未満の端数を切り捨て、入札者であるか、免税事業者であるか、消費税及び地方消費税を積入るかどうかを記入する。入札書に記入された金額（当該金額）を消費税及び地方消費税を積入るかどうかを記入する。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を積入るかどうかを記入する。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を積入るかどうかを記入する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者（査定結果の最終判定を行える者）を有していることを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所業務推進部業務管理課用度係
電話 054-336-6027
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務入札説明書宅配便希」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務入札説明書メール希」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等
 仕様書等に上記3.アックレスが、ある場合に、平成30年7月3
 0日記載)又はまた、アックレスが、ある場合に、平成30年7月3
 に質行り入札した人等が、ある場合に、平成30年7月3
 害を及ぼすおそれがあることを、あつて特定個人を侵害せ
 又る。あつて特定個人を侵害せ
5. 証明に関する事項
 競争参加者は、上記2.(5)及び(6)を証明する証明
 書等提出しなされる。
 (1) 証明書等
 (2) 提出場所
 (3) 提出期限
 平成30年8月13日 12時
6. 入札の日時及び場所等
 (1) 入札の日時及び場所
 平成30年8月27日 11時00分
 静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 国際水産資源研究所 会議室
 (2) 郵便による入札書の
 受領期限及び提出場所
 平成30年8月24日 17時00分
 3.①に同じ。
7. その他
 (1) 契約手続きにおいて
 使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨。
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除。
 (3) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 (4) 契約書作成の要否
 要。
 (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。
 (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
 (7) 詳細は入札説明書による。
8. 契約に係る情報の公表
 (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②に該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相
 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等※注1として
 再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与
 える者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 績による。
 (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
 締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当
 機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
 かに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務
2. 業務目的 本業務は、2種のメロ類（マジェランアイナメ *Dissostichus eleginoides* とライギョダマシ：*Dissostichus mawsoni*）の耳石処理・年齢査定を行う。このうち、ライギョダマシは耳石の形状・特性から耳石標本処理・年齢査定に高度な熟練を要する。したがって、本業務の実施に当たり、南極海域のインド洋区・南東大西洋区で採集されたライギョダマシの耳石薄片処理・年齢査定において CCAMLR（南極海洋生物資源保存委員会）基準を満たす技能を持つ熟練した外部の分析専門機関に委託し、合計 520 検体の耳石について切片の作製及び輪紋の計数、画像化とマーキングを行い、同海域における体長一年齢関係の解析に用いることを目的とする。
3. 予定数量

1) マジェランアイナメ（切片標本作製、輪紋計数、画像化）	300 検体
2) ライギョダマシ（切片標本作製、輪紋計数、画像化）	220 検体
4. 納 期 平成 31 年 3 月 8 日
5. 成果物 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
提出先 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所
6. 業務内容
 - 1) 試料の送付
国際水産資源研究所（以下「当所」という。）が、本業務に用いる耳石標本及び標本一覧表を請負者に送付する。なお、送付にかかる運送費は当所が負担する。試料の発送は、契約締結後速やかに行う予定である。
 - 2) 耳石切片の作成
以下の手順は、マジェランアイナメとライギョダマシで共通となる。
 - 2 - 1) 各耳石標本を標本一覧表と照合し、破損や欠損の確認を行った後、0.1mg の単位まで重量を測定する。破損があった場合、重量測定時にその旨を指定欄に記録し、耳石中心部を通る短軸切片が作れる場合にはそのまま加工標本作製する。
 - 2 - 2) 耳石中心部に印を付け、1 標本ずつ 1cm ほどの大きさの型枠に入れ透明樹脂で包埋する。
 - 2 - 3) 樹脂包埋した耳石は電動切断機と研磨機を使用し、耳石中心部に付けた印を挟んで 0.2mm 程度の切片になるように短軸方向に切断・研磨する。
 - 2 - 4) 薄層切片とした耳石標本は実体顕微鏡で輪紋を観察しながら、輪紋が見やすい状態になるまで研磨作業を行う。研磨紙#1500-2000 を使用し表面を整えスライドガラスに貼り付けて、スライド標本作製する。
 - 3) 輪紋計数
 - 3 - 1) 上記で作成したスライド標本を実体顕微鏡によりパソコン画面上にデジタル画像として取り込み、客観的に見て等間隔に明瞭に現れる

輪紋を年齢とみなし、耳石解析装置を用いて輪紋を計数する。

- 3-2) 輪紋の状況は「非常に見やすい」「見やすい」「普通」「見にくい」「読めない」の5段階で評価する。
- 3-3) 原則として、輪紋の計数方向は Ventral 側の Sulcus に沿って現れる輪紋を計数するようにする。ただし、Dorsal 側で輪紋の見やすい個体はその方向へ輪紋計数する。
- 3-4) 上記 3-1) ~ 3-3) を独立して 2 度実施する (以下、輪紋計数 A・B)。2 名以上で実施する場合は、輪紋計数 A と B で担当者が異なるようにする。単一の担当者が輪紋計数を行う場合は、輪紋計数 A と B の間に十分な期間をあける (2 週間以上)。
- 3-5) 輪紋計数結果をエクセルファイルに入力する。輪紋計数 A と B は異なるファイルに入力する。

4) 耳石の輪紋のマーキング

各検体について、輪紋計数の際に各輪紋に赤印でマーキングを行い、赤印入り切片画像を作成・保存する。輪紋計 A・B の作業において、独立して赤印入り切片画像を作成する。

7. 成果物

業務完了後は、以下の成果物を速やかに送付、納入すること。なお、送付にかかる経費は請負者が負担する。

- 1) 耳石切片のプレパラート標本 (業務内容 2-4 で作成)
- 2) 下記を保存した電子媒体 (DVD-ROM 等) 2 枚
 - ・ 耳石切片スライド標本を顕微鏡で撮影した画像 (業務内容 3-1 で作成)
 - ・ 輪紋計数結果を入力したエクセルファイル (業務内容 3-5 で作成)
 - ・ 赤印入り切片画像 (業務内容 4 で作成)

各成果は、スライドガラスや画像ファイル名などに標本番号を明記されており、成果物間で各耳石標本 (魚体) の対応関係が明確となっていることを確認する。また、薄片切片を作製しなかった耳石標本がある場合は、成果物と共に送付する。

8. その他

- 1) 詳細については担当職員の指示に従う。
- 2) 両魚種について 40 個体の年齢査定を実施した段階で、途中報告として当所担当者に各 40 個体分の上記成果物を提出する。提出された成果物が CCAMLR により定められている評価基準を満たしているかについて、当所担当者が途中評価を行う。途中評価の結果 CCAMLR 基準を満たさない場合は、担当者が別途指示する研修を受けるものとする。研修の際の経費は請負者が負担する。
- 3) 提出された成果物が CCAMLR により定められている評価基準を満たしているかについて、当所担当者が事後評価を行う。また、必要に応じて外部の専門家に年齢査定を依頼し、CCAMLR 基準を満たしているか事後評価する。
- 4) 成果物の評価は、i) 各担当者の読み取り精度、及び ii) 担当者間の読み取り誤差、の 2 点を評価するために用いられる。i) の基準は CV 値 10% 以下とする。ii) の基準は担当者間で査定結果の 90% 以上が ± 2 以内、かつ特定の担当者の査定結果において全体的に査定年齢が低いなどの傾向がな

いものとする。これらの基準は CCAMLR で定められているものである。

- 5) 成果物の評価は、統計ソフトウェア R と CCAMLR 事務局より提供される "AgeCompare" パッケージを用いる。
- 6) 事後評価の結果により成果物が CCAMLR 基準を満たしていないと判断された場合は、請負者が再度年齢査定業務を行うものとする。